

むつ市議会第218回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成25年11月27日（水曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【懲罰特別委員長報告、質疑、討論、採決】

第4 横垣成年議員に対する懲罰動議

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例

第6 議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例

第7 議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第8 議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第9 議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例

第11 議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例

第12 議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例

第13 議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例

第14 議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例

第15 議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例

第16 議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例

第17 議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例

第18 議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例

第19 議案第86号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第20 議案第87号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

第21 議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第22 議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例

第23 議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第24 議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第25 議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第26 議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

第27 議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

第28 議案第95号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第 96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第 97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第 98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第 99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第47 議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第57 議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第58 議案第125号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第59 議案第126号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第60 議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 第61 議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例
- 第62 議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例
- 第63 議案第130号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家)

- 第64 議案第131号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第65 議案第132号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
- 第66 議案第133号 指定管理者の指定について
(むつ市運動公園外3施設)
- 第67 議案第134号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第68 議案第135号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第69 議案第136号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第70 議案第137号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センター)
- 第71 議案第138号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外3施設)
- 第72 議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第73 議案第140号 市道路線の認定について
- 第74 議案第141号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第75 議案第142号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第76 議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算
- 第77 議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮	下	順	一 郎	副 市 長	新	谷	加	水
教 育 委 員 長	高	瀬	厚	太 郎	教 育 長	遠	島		進
公 営 企 業 管 理 委 員 長	遠	藤	雪	夫	代 査 委 員 長	阿	部		昇
選 挙 管 理 委 員 長	畑	中	政	勝	農 委 員 長	立	花	順	一
総 務 政 策 部	伊	藤	道	郎	財 務 部 長	石	野		了
民 生 部 長	松	尾	秀	一	保 健 福 祉 部 長	花	山	俊	春
経 済 部 長	澤	谷	松	夫	建 設 部 長	鏡	谷		晃
川 内 庁 舎 長	松	本	大	志	大 畑 庁 舎 長	畑	中	恒	治
協 野 所 民 福 協 野 所 民 福 協 野 所 民 福	猪	口	和	則	会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿	内		徹
選 挙 管 理 委 員 長	氣	田	憲	彦	監 査 委 員 長	星		久	南

農委會 農務局 局長	山	口	勝	美	教育部長	奧	川	清次郎
營企 水	齊	藤	鐘	司	總政政推	高	橋	聖
財政推	柳	谷	孝	志	保福政推	古	川	俊子
保福副兒課	掛	端	正	広	保福副介課	井	田	敦子
經政推	浜	田	一	之	總政總	川	西	伸二
總政企課	光	野	義	厚	財政課	氏	家	剛
民環境課	東		雄	二	經產課	吉	田	和久
建用地課	中	里		敬	教委事總	松	宮	康則
總政總主	中	村	智	郎	總政總主	栗	橋	恒平

事務局職員出席者

事務局長	柳	田		諭	次	長	濱	田	賢	一
主幹	佐	藤	孝	悅	主任	主查	小	林	睦	子
主査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

◎開会及び開議の宣告

午前10時10分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第218回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、緑町保育所の民間への経営移譲について、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の民間移譲について、「道の駅」整備に係る方針について、脇野沢赤坂地区における不法投棄について及び交通問題対策に関する経過報告について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、むつ市議会第217回定例会において懲罰特別委員会に付託いたしました事件の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、11月18日、懲罰特別委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番工藤孝夫議員及び24番岡崎健吾議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの24日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) おはようございます。

まず、緑町保育所の社会福祉法人への経営移譲を決定いたしましたので、その経緯及び対応についてご報告いたします。

市内4カ所の公立保育所については、平成22年3月に「新むつ市保育再編計画・後期計画」を策定し、大畑中央保育所は民間移譲、田名部地区の新町、横迎町及び緑町の3保育所は廃止することとしていたところであります。

田名部地区の3公立保育所の廃止に当たっては、民間保育所の増員施設整備を支援しつつ、3保育所に入所している乳幼児の受け皿を確保して順次廃止する計画でありましたが、平成25年度の2つの民間保育園の改築整備でも、合わせて50名の増員にしかならない予定であり、計画の履行が難しい状況となりました。

このことから、去る7月26日に、市内の15社会福祉法人に対し、田名部地区3保育所に係る経営移譲について打診したところ、社会福祉法人「桜木会」から緑町保育所の経営移譲を受けたい旨の回答をいただいたところであります。

これを受けまして、むつ市保育再編計画策定委員会を開催し、「新むつ市保育再編計画・後期計画」を見直しいたしました。その内容については、既に議員の皆様にもお配りし、市のホームページ等でも公表しているところであります。

社会福祉法人「桜木会」への移譲については、10月16日、市立緑町保育所民間移譲先選定委員会を開催し、その結果をもって、市として正式に移譲を決定したところであります。

移譲の概要といたしましては、平成26年4月1日を期日とし、土地は地権者からの賃貸借または購入、また建物及び備品については「むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1号の規定により無償譲渡するものでありま

す。

このたびの移譲に当たりましては、入所している児童の保護者や近隣の住民に対し、移譲を計画している旨の説明会を開催したところでありますし、さらに12月初旬には移譲法人も加えての2回目の説明会を予定しております。

以上、緑町保育所の民間への経営移譲の経緯と対応についての報告とします。

次に、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」を社会福祉法人へ移譲することといたしましたので、ご報告いたします。

当施設は平成18年4月1日より、社会福祉法人へ指定管理者制度による施設の管理運営を指定してまいりましたが、平成26年3月31日をもって指定期間満了となります。平成26年4月1日からの管理運営継続のため、指定管理者の公募を行ったところ応募者がなく、公募説明会に参加した法人と協議を行いましたが、お互いの条件が合わず指定管理の協議が調いませんでした。

本施設は、指定管理者制度での管理運営では、更新時期を迎えるたびに従業員はもとより、施設利用者へ大きな不安を与えかねない特殊な施設であるものと考え、市としては施設の利用者にご不便をかけないために一時的にでも休館・閉館は避けなければならないことから、長期間にわたり管理運営が可能な方法として、民間移譲することとしたものであります。

現在、市内で老人介護施設、高齢者福祉施設を経営する社会福祉法人へ移譲公募の案内を行ったところであります。

移譲の条件として建物は無償譲渡とし、土地につきましては当分の間無償貸し付けとしております。

今後、応募のあった法人の譲渡選定に当たっては庁内で組織するむつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」民間移譲先法人選定委員会におい

て提出された業務・収支計画や法人の財務状況などを審査し、長期間にわたり安定した経営が可能である法人を選定することとしております。

移譲先法人の選定後は、各関係機関との協議を重ね、適格な移譲が長期に安定的に管理運営されるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご報告いたします。

次に、「道の駅」整備につきまして、進捗状況等についてご報告いたします。

平成25年度の主要施策の一つであります「道の駅」整備については、国道279号バイパス、国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパス起点が合流する付近を整備する場所と想定したところであります。このことから、想定した場所が建設場所として適地であるかどうかについて、コンサルタント会社に委託し、より専門的な見地から調査・検討を加えていただきました。

調査・検討に当たっては、整備中のむつ南バイパスのルート上に設置される4カ所のインターチェンジ周辺における整備の可能性について比較検証が行われ、大規模な排水対策など施設整備時の課題、交通ネットワークの構築等について、総合的な評価を行った結果、当初の想定地が適地であるとの報告を受けたところであります。

この報告を受け、市では、副市長及び関係部長で構成する「道の駅整備計画用地検討会議」においてさらなる協議を重ねたうえ、整備する場所については、当初の想定地付近とすることとし、具体的な整備エリアについては、国道279号バイパス、国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパス起点が合流する付近の南側であります槌川目地区周辺において建設整備することとしたところであります。

今後につきましては、詳細検討を図りながら、道の駅認定に向けた事前協議や整備分担について

青森県と協議を進めるとともに、都市計画用途地域の変更手続等を進める予定としております。

以上、道の駅整備について、具体的な位置を決定したことについてのご報告といたします。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る8月28日開会のむつ市議会第217回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、6月27日、7月25日、8月22日及び9月26日に実施いたしました環境調査につきましては、全ての調査地点で環境基準または排水基準に適合しておりましたので、今後も引き続き経過を監察いたします。

次に、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事の進捗状況につきましては、廃棄物撤去の準備工として行っておりましたトラックスケール設置工、雨水排水工、仮設浸出水処理施設設置工及び同施設の浸出水処理能力確認試験が完了し、平成25年9月17日から河川土砂の撤去を行い、同25日からは、廃棄物の掘削・撤去・手選別に着手しております。

掘削した廃棄物については、コンクリート殻、鉄くず等再生利用が可能なもの、大型の木くず等を選別し、飛散しやすいビニール類等を手選別により取り除いたうえで、選別が著しく困難な廃棄物については、同28日から、順次むつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場への搬出を行っております。

これまでに、同処分場へ搬出した廃棄物の量は、10月末現在で約6,400トンとなっており、おおむね11月末をめどとして、本年度に予定していた工区の廃棄物撤去が完了する見込みとなっております。

次に、交通問題対策に関する経過報告につきましては、担当部長から報告いたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 交通問題対策に関す

る経過報告についてであります。JR大湊線に係る要望活動につきましてご報告申し上げます。

去る11月6日、JR東日本盛岡支社において、青森県鉄道整備促進期成会、青森県及び青森県議会の合同によります要望が行われ、宮下市長が出席しております。

この中で大湊線につきましては、リゾートトレインの充実、青森及び八戸方面への快速列車の増便、強風対策による運休・遅延の解消、運休時等における利用者に配慮した適時・適切な情報提供と速やかな代替輸送の確保についてを要望いたしております。

これに対しまして、JR側では直通列車の増便や接続について、乗客のニーズに合わせて、青い森鉄道と調整しながら改善に努めていきたいとのことでありました。

また、強風対策につきましては、今年度中に風規制の取り扱い方の見直しを予定しているとのことございまして、詳細について、大湊線営業所に確認しましたところ、現在大湊線は全区間早目規制区間となっているため、風速20メートル以上で時速25キロの速度規制、風速25メートル以上で運転を見合わせるようになっていくところですが、風規制の見直しによりまして、早目規制区間から一般規制区間となり、風速25メートル以上で速度規制、風速30メートル以上で運転を見合わせるようになるとのことでございます。

この規制の見直しによりまして、列車が運休となる本数の減少を見込んでいるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、緑町保育所の民間への経営移譲についての報告に対し、質疑ありませんか。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） これまでの保育所等の民間移譲に関しましては、ある程度比較的新しい保育所でございますとか、移譲するときに整備をして渡していたということがございましたが、この緑町保育所については、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。また、移譲することにより定員のほうには変化は出るのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 2点のお尋ねでございます。

これまでの保育所の民間移譲を例として、今回の移譲に関してもある程度の整備をしてお渡しするのかと、そういうふうなことございませけれども、移譲先である桜木会のほうからは、当初こちらのほうではそういうふうに、今までの例のとおり築後40年たっておりますので、老朽化している施設でございます。こちらのほうである程度の改築をしてお渡しするということを考えていたわけでございますけれども、桜木会のほうとしては、移譲を受けるに当たって、今現在緑町保育所が60人定員でございますけれども、それを二、三十人増員したい、または設備の関係で入所することができないでいるゼロ歳児保育も将来的には実施したい、またさらには24時間保育といえますか、夜間保育も将来的には整えて実施したいというふうな大変意欲的なご提案があったところです。それを踏まえまして、こちらといたしましては、ただ単に改築してお渡しするのではなくて、今現在平成25年度については2法人が県の補助金を使いつつ整備をしているわけですが、そういうふうな法人のほうの意図するような形での改築ということをするほうがよいのではないかとということで、来年度、平成26年度のその補助金を使っての整備ということを今現在検討しているところでございます。

それから、2点目としては、定員に変更がある

のかということでございますけれども、今現在の施設をそのまま平成26年度は移譲して経営していただくこととなりますので、平成26年度に関しては60人定員のままということでございます。ただし、先ほど申し上げましたように、平成26年度中に改築とかというふうな整備がなされる場合は、法人のほうでは定員増をしたいというふうな考えがあるやに聞いておりますので、そういうことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今の話からいきますと、移譲した後、今年度2つの保育所が改築しているみたいな形で新しくするというふうな話なので、それはとてもいいことだなと思えますし、ぜひともそのときに関しましては、県の補助金なり市としてのバックアップもお願いしたいと思えますが、そうなった場合の敷地は、あくまでも現状ということでよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 法人のほうの意向として、今現在の土地については三角地でもあり、ちょっと手狭だと。確かに駐車スペースとか園庭ということを見ると、ちょっと使いづらいというところもございます。ですので、改築というふうになった場合には、緑町内のほかの土地を今ちょっと検討しているということを伺っておりますけれども、その土地に新築という形で建設して、今現在の保育所は平成27年度に入ってから解体すると、そういうふうなことをお考えのようでございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 今回は、緑町保育所のみということだというふうな内容であります。当初市内の15社会福祉法人に対して、3保育所を経営移

譲したいという打診をしたのですが、緑町保育所だけに、桜木会からやらせてくださいというふうな返事があったということの報告でありました。残りの2保育所は、まずは今後どういうふうになっていくのか。そして、今回の緑町保育所に対して何法人がやりたいという意思表示をしたのかお知らせを願いたいと思えます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 残りの公立保育所、市内の田名部地区にあります新町、それから横迎町保育所については、今後どのようになるのかというふうなお話かと思えます。今回7月26日に、市内の15社会福祉法人に一応公文書で打診したわけですが、廃止と違って移譲ということ考えたのは、当初廃止という計画にしていたのは、下の土地が全て民有地であって、市の土地でないというふうな事情がありました。ですので、上物だけを移譲していくという場合には地権者との交渉も必要になるものですから、当初廃止としていたわけですが、それでも計画達成がちょっと危ぶまれてきたわけですので、その土地の問題にかかわらず移譲を受けたいというところがないかというところを15社会福祉法人に聞いたところ、手が挙がったのは緑町の保育所に関して1法人、桜木会だけでございました。

その後の計画ですけれども、横迎町保育所90人、それから新町保育所は90人、定員それぞれございます。それで、平成25年度の整備計画では、2保育所の整備計画では50名の定員増、それだけでは受け皿として足りないわけでございまして、平成26年度の整備計画というものもちょっとにらみながら、県のほうによりますと、平成26年度もまだこの民間保育所の整備計画はあると、補助金はあるといふふうなお話ですので、そこら辺での定員増をにらみながら、横迎町保育所は平成26年度いっぱい廃止できるのではないかなと今現在は考

えております。

それから、平成27年になりますと、新しい保育システムというのが始まります。その場合は、保育所と幼稚園の性格をあわせ持った認定こども園というのをもさらに設置して運営していくという団体が出てくる可能性がございますので、そこから辺でのさらなる定員増、または長期的な視野で見れば、少子化傾向にあるわけですから、そういうふうなところでの入所希望者の状況とか、そういうことを勘案しつつ、平成27年度以降、新町保育所も廃止するというふうな考えでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 今回桜木会が厚意を持ってこの緑町保育所を運営すると言っていたことに対しては敬意を表するわけではありますが、ただ県からの保育所改築にかかわる補助金があるから、もしかしてできたのかもしれないということも含めて、今後改築にかかわる県からの補助、どういうふうな動向になっているのかをお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 県のほうには、この補助金の関係がどのようになっていくのかということ、7月の中旬あたりに直接伺ってお聞きしてございます。というのは、こちらのほうの保育再編計画の履行ということもありますので、補助金体系が変わっていくことは大きなかわりがございます。それで、県のほうとしては、今現在平成26年度に関しては、平成25年度と同じスキームの補助金は考えられるけれども、新保育システムに移行する平成27年度以降については、今現在の老朽化施設を建て直すような補助金というのはちょっと見込み得ないのではないかと、そのまま継続される可能性は低いというふうなお話でした。その場合でも、今現在もあるのですけれども、耐震化を施すための補助とかというものは残るやに

聞いております。

また、この平成27年度以降の補助金体系ははつきりしないというところが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。13番 濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 緑町保育所の改修ということが今計画されているわけですが、保育所のあり方について、この場所ということは、今回場所は変わるということでしたけれども、これから例えば新たな保育所なりを増設する場合、職場に近い保育所というような検討はなされなかったのでしょうか。例えば病院の中に女性がたくさん働いておりますけれども、今院内保育とか社内保育とかというような保育形態がさまざま出てきております。女性がやっぱり働くときは、働く場所のすぐ近くに子供を預けられればとても安心して働いていけるのではないかなと思いますので、そういうことを視野に入れた改修等は考えられなかったのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 実は、平成27年度から始まります新保育システム、その中におきましては、小規模な19人未満の定員の保育も許認可できることとなりますし、議員がおっしゃったように、職場内に保育施設を設けていくということについても、ある程度の認可することができるような仕組みになります。ですので、そういうところもにらみつつ、今後の保育のあり方というのは検討されなければならないものと考えておりますけれども、今回緑町保育所を桜木会のほうが引き受けたいということをお申し出た一つの要因として、緑町保育所の場合、立地的に田名部の町内であるわけで、むつ総合病院のほうにも近いと、そういうふうな考えがあったようでございます。というのは、先ほども申し上げましたけれども、将

来的には夜間保育というものも目指していきたいというお考えのようですので、病院の施設とか公的な施設、そういうところに近いところということで、ある程度選定なさったということをお伺しております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。地形的には、私も緑町とむつ総合病院がどれだけ近いかというのは認識をしておりますけれども、でも院内にあるということが、より安心できるという部分がありますので、やはりここに大きな施設をつくってしまいますと、次に少子化の中で、より利便性のある保育所をつくりにくいのではないかなということで今お尋ねいたしました。そういうことですので、もっと次のステップを視野に入れた計画を立てていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の民間移譲についての報告に対し、質疑ありませんか。20番佐々木隆徳議員。

○20番（佐々木隆徳） まず、地元の議員として内容的に伺いたいと思いますけれども、2点ほど。お互いの条件が合わずということで、今指定管理の協議が調わなかったということでもありますけれども、答えられる範囲であれば、どの程度、どのような内容で条件が折り合わなかったのか、その点1点と、市長の報告であります、「移譲公募の案内を行ったところであります」というふうな報告でありますけれども、現在どのような状況なのか、これについて2点ほど伺います。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 2点ほどのお尋ねということで、条件の合

わなかったというところですが、今まで指定管理者負担金として1,200万円指定管理者から納めていただいております。事業者は、法律で規定した介護報酬であるということから、介護報酬の中から1,200万円支払うことは負担が大きいということでありました。市は、協議の中で負担金を徴収しないことで譲歩しましたが、これに対しても、施設の全面的な改修を求められまして、市は現況での施設の管理運営は可能であると判断しまして、求められた施設の全面改修は市の大きな負担でありましたことから、この部分での協議が調わなかったということでもあります。

2点目の公募案内についての今現在どうなっているかということですが、11月19日公募案内をしまして、12月20日まで提案書で申し込むような日程であります。現在は、待っている状態ということになります。

以上です。

○議長（山本留義） 20番。

○20番（佐々木隆徳） 現在の状況はわかりました。それで、市長をお願いしておきます。もちろん先ほどの保育所と同様の状態だと思いますけれども、利用者、またその家族の不安、それから働く従業員の雇用不安、これらの解消をぜひともお願いして、来年4月以降の運営をそのまま継続できるよう、ぜひともお願いして終わります。市長から、その点ご答弁お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 佐々木隆徳議員のお話のとおり、利用者の大きな不安が助長しないような形の中で、しっかりとこの計画を進めていきたいと、こう思います。また、雇用関係も、その部分ではしっかりとお話をさせていただきたいと。とにかくこれは、途中で閉鎖とかそういうふうなことのないようなことでの今取り組みを進めておるわけですので、ご理解をお願いしたいと、こ

ういうふうに思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 3点ほどお尋ねをいたします。

今の佐々木隆徳議員の質疑と関連しますが、先ほどの報告からしますと、公募説明会に参加した法人と協議を行いましたということであります。この説明会に参加した法人は、何法人あったのかということが1つであります。

それと、2点目が指定管理者制度での管理運営では、更新時期を迎えるほどに、従業員はもとより施設利用者へ大きな不安を与えかねない特殊な施設であると考えられるという報告であります。このような介護施設は、報告にあるようなことは私も認識をするわけではありますが、今の市の指定管理の指定期間は3年ないし5年というふうなことであります。この施設は、合併前に旧脇野沢村が法人に対して委託で実施をして、その後合併後に指定管理をして今日にあるわけであります。そういう面からすると、この報告の内容からすれば、指定管理にそぐわない施設という理解をせざるを得ないわけではありますが、今回8年間指定管理をした中で、このような理由ということについてはどのような変化があっているのか、指定管理当初からの制度に移行する段階からこのようなことは予測されている施設だろうというふうに思うわけですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

3点目が、先ほどの脇野沢庁舎所長の説明でありますと、11月19日に新しい移譲先の公募をして12月20日までということであります。現在19日以降の中で新たな譲渡選定に応募をするという法人が何法人あるのか、この3点についてお伺いをします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 目時議員の2点目の指定管

理による運営にそぐわない施設だったのではないかとこの点についてのお尋ねにお答えしたいと思いますけれども、まさしくこれは直営がなかなかできがたい施設というふうなことでございまして、公設民営という運営形態は、この施設に限らずたくさんあるわけでございますけれども、この施設に限っては、委託がだめになったというふうな状況の中では、すぐさま直営に切りかえるというふうなことは非常に困難な施設というふうなことがございます。ただ、これまで旧脇野沢村の時代から特に問題もなく運営されてきた、いわゆる公設民営という形で運営されてきたというふうなことを踏まえまして、法律等の改正等もあわせて、指定管理というふうなことを、あるいは委託というどちらかを選択しなければいけないというふうな状況の中で、指定管理者というふうなところを選択したということでこれまで来たわけでございますけれども、当然ながらその間、当初は1,500万円を施設の改修費として積み立てていただいていたというふうなことがございます。そのために施設の改修費に私どもお金がかからなかったということがございました。その後、脇野沢庁舎所長が説明いたしましたように、1,200万円を市のほうに還付してもらおうというふうな格好でこれまでやってきたというふうなことで、私どもこの施設の償還金というものを、多額なものをまだ抱えているという状況下にございましたので、この方法がいわゆる受託者が受領していただくのであればよかろうというふうな格好で続けてきたというふうなことがあるわけでございますけれども、そのような格好ではいなくなってきたというふうなことがございますし、いわゆる入所者の不安解消というふうなこともございますので、施設がこれから安定的な運営を続けていくということのためには、きちんとした法人の直営と、法人が所有する施設として直営していくと、法人

が直営していくという形が望ましいのではないかと
いうふうに判断したということでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和
則） 1点目の指定管理者公募説明会に何団体出
席したのかというお尋ねですが、現在指定管理を
行っている1団体のみ説明会に出席しております。

それから、現在公募に当たってどのような状況
でいるかということですが、うちのほうと
しては同じような老人福祉施設、高齢者福祉施設
を管理している社会福祉法人へ公募の提案という
ことで案内を送ったところでありまして、12月
20日の締め切りとしておりますので、そのときで
なければ、何団体申し込むのかというものは不明
でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 説明会には1法人というよう
なことでありました。2点目の部分なのですが、
この指定管理者制度の内容の中で、施設によっ
ては、公募をする部分と非公募の部分が制度上あ
るわけでありまして、先ほどの副市長の説明からし
ますと、また報告にある部分からしますと、私は当
初指定管理を導入する時点で非公募による指定管
理という道をとるべきでなかったのかという理解
をするわけでありまして。ということは、この「い
こいの里」を指定管理する際には公募で行って
おりました。私は、この指定管理を導入する時点
で、従来旧脇野沢村が法人に対して委託をして
きた、そして指定管理に移行する段階では、これ
までの委託を受けてきた法人の部分の中に従業員
もおおし、そういうノウハウもわかっている、こ
ういうふうなことではその部分については考慮
すべきではないのかというお尋ねをした経緯があ
りま

す。そういう面からしますと、繰り返しになり
ますが、私はこの理由からすれば、非公募で当初
指定管理に移行するのであれば、そのような道と
るべきであったのではないかと理解をするわけ
でありまして、再度その点も含めた説明をお願
いしたいと思います。

3点目の部分、12月20日までという部分につ
いては、先ほど説明がありました。私が先ほど質
問したのは、11月19日に法人に対して案内を
した、12月20日までと。現段階で何法人ある
のかということのお尋ねでありますから、的確
にお答えをさせていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 公募、非公募の区別とい
いますか、今回どうして非公募ということにし
なかったのかということでございますけれども、
これはほかの施設でも受け取ってもらえるとい
うか、受託していただける団体あるいは会社、
法人というふうなものがそこしかないという
ふうなことが判断される場合は、これはもう
非公募というふうな格好でとっております。た
だ、この場合は同じような施設を運営してい
る法人が市内に5法人あるわけございまして、
そういうことでは、確かに旧脇野沢村の時代
は村になかったわけございまして、旧脇野沢
村が随意契約でやっていたというふうなこと
がございまして、市部になった場合には5カ
所あるというふうなことで、これについては
ほかの法人も運営可能であるということがあ
るわけございまして、これは公平公正の観点
から公募という形をとってきたわけございま
す。現に前回は2法人の応募があったわけ
ございまして、そういうことでいきますと、こ
れは非公募というふうなことに踏み切る理由
に若干欠けるのではないかなというふうなこ
とでございまして、このたびも公募という形
にしたわけござ

います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 現在法人は幾つあるのかということですが、ただいま副市長もおっしゃいましたとおり、同類老人福祉施設、高齢者福祉施設を管理運営する社会福祉法人として5団体がむつ市で今事業を営んでおりますので、5事業者へ案内したところでございます。

（「現段階で聞いていたのですけれども」の声あり）

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 大変申しわけございません。まだ申し込み等はありませんので、最終的にはやはり12月20日ということになりますので、今現段階でのどうのこうのというのは、まだ出ておりませんので、お答えできません。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 確認をさせていただきます。経営移譲の部分については案内をしたけれども、現段階ではゼロだということの確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの2点目の部分、1点目とも関連をするわけですが、1つには、条件が合わなかった内容については先ほど答弁がありました。実は、同じようなこういう介護施設で、決算審査特別委員会で横垣議員の質疑でもありました。この今指定管理を受けている法人から、負担金として月100万円の納入をしていただいている。同じような介護施設で公設民営で指定管理をしている中で負担金は納めてもらっていない施設も現にあるわけです。この部分については、そういうふうな条件ということについて、統一的な見解という部分については疑義を感じているところです。その疑

義の部分について説明があればお願いをしたいと思います。

2つ目は、先ほどの副市長の説明で、この市長の報告の中にありますように、指定管理制度での管理運営では更新時期を迎えるほどに従業員はもとより云々と。先ほど私は、こういう理由だとすれば、当然公募をしますと、これは選定委員会で選定して、従来の法人と別な法人を選定する場合もあるわけですね、理屈からしますと。この理由からしますと、私はそういう意味で、非公募で指定管理をするという取り扱いをするべきであったのではないかということをお尋ねしているわけがあります。そういうふうなことから、この部分について、しつこいようではありますが、再度お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 公設民営で行っている他の施設で納めているのかどうかということなのかどうかちょっとわからないのですが、大きな利益を出していると。その大きなというふうなのはどの範囲なのかというふうなことについては、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないわけですが、そういう利益が生じているところについては、そういうご相談を申し上げようというふうなことで進めております。残念ながら、そういう施設はございません。ここの施設は、委託費ゼロでございますので、利益が上がっているというふうなことを踏まえて、そういう償還金をいただきたいというふうなことをお願いしたいというふうなことでございます。それは、当然ながらその条件の中で委託を受けたというふうなことで、これまで7年間ですか、運営してきている、もう8年目に入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。12番

齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) この施設を利用している方、またはその家族、そして働いている方は相当不安な思いでいると思いますが、そこでというわけではありませんが、まずこの施設を運営するに当たっての、その譲渡の、公募の案内を市内の何社かに送ったというふうな話でありましたが、その内容のことについて、建物の無償譲渡と土地の無償貸し付けのほかにどのような内容の案内をしたのかをまずお知らせ願います。

そして、今までの話を聞いていますと、譲渡先が決定することを前提にいろんなやりとりをされていましたが、譲渡先がなかった場合どんなことになるのか、どんなことを予想しているのかお知らせ願います。

○議長(山本留義) 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長(猪口和則) 譲渡公募の内容ということですが、譲渡公募に当たっては、まず運営の提案、そして団体の収支、決算とでも言うのですか、それと「いこいの里」にかかわる収支計算書、それと今指定管理やられているもので、従業員との引き継ぎというのですか、そっちのほうも提案してもらおうようにしております。

以上です。

○議長(山本留義) 副市長。

○副市長(新谷加水) 2点目の譲渡先がなかったらどうするのかということの問題でございますけれども、これは先ほども目時議員にお答えいたしましたように、直営はできがたい施設というふうなことがございますので、現在市内で同様の施設を運営しているのが5社あるというふうなことでございますので、この5社に全ての方々、また全員と言っても、全社と言ってもおかしくないかと思っておりますけれども、その方々に誠心誠意交渉していく。あるいは、方法としては、全部の法人で運

営するというふうなことも一方としてあるかもしれませんが、そういうことでは、あらゆる方策を見出していきたくと。そういうことで、入所者の不安を解消する方策は、3月31日までは必ず確立させたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長(山本留義) 12番。

○12番(齊藤孝昭) 公募の内容については、わかりました。公募がなかった場合どうするのだという話については、副市長が言っているとおりだと思いますが、それは行政側の都合であって、利用している人、または働いている人たちには関係ない話なのです。どうしてもなかった場合は、いろんな方法を探るというふうな話をしておりましたが、その方法を探るに当たって、この施設の譲渡先をどうしても見つける、運営してもらうためにどんなことでも行政は協力してやっていくのだというふうなことになっていくと、選定に当たっての過剰な譲歩が発生するのではないかというふうに心配しています。無理な事業者側のお願い、またはそれに関係するさまざまな事項が発生すると思いますが、12月からだと3カ月しかないので、時間が非常に短いと思うのです。そういうところの対応はどういうふうに考えているのかお願いします。

○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下順一郎) 応募の法人がなかったらどうするのかというふうな一連のお話でございますけれども、やはり5法人の中で手を挙げていただき、その交渉のテーブルに着いていただくことを期待しております。やはりこれは利用者が第一義、不安を与えないような形の中でしっかりと対応していかなければいけませんし、次に雇用関係、大体40人くらいの雇用もあるわけでございます、地元の方々の。そういうふうなことも、また第二義

的に考えていかなければいけない。そういうふうなことをもろもろ、応募がなかった場合、これはやはり対象となる5法人と腹を割って交渉していかなければいけないもの。その前に応募をしていただきたいというふうな進め方。

そこで、斉藤議員お話しのように、懸念されているように、過剰な譲歩というふうなことは、これはやはり公の施設でありますし、公の税金を預かっている立場としては、過剰な譲歩はやはり慎まなければいけない、そういうふうな思いで取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。この部分においては、3年前の指定管理のときに合意をいただき、月々100万円というふうな形のご負担をいただきました。今度見直す段階の中で、それは無理です……もとい、5年前というふうなことで。今回は、この部分において、指定管理の公募を行いました。ところが、公募の応募者がなかったわけでございます。説明会にはこれまでの方がお越しいただきました。その部分で、誠意を持って我々としては、その説明会にお越しをいただいた1法人と、これまでの法人と交渉をさせていただきました。その部分が交渉調わずというふうなことに至ったわけでございますので、やむを得ずこういうふうな形になったと。しかしながら、そのやむを得ずというふうなことは、前提としては、これから長期の中で運営をしていただきたいと。つまり利用者の方々、この方々に不安を与えてはいけないというふうなところで、一步踏み出したというふうなことでご理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） ちょっと教えていただきたいのですが、この「いこの里」からこの法人がどのくらいの収益を上げていたかというのを、平成24年度でよろしいので、それをまず教えていただ

きたいなど。どのくらいの収入があって、その中からむつ市へ1,200万円年間やっていたということですが、その収支を教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 収益といいますか、経理といいますか、インターネットのほうで指定管理者の評価というところで記載されておまして、現在資料を持ってきておりませんので、できれば市のホームページのほうでの確認をしていただければと思います。大変申しわけございません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 確かに私それ見させてもらって、ちょっと確認の意味でお聞きしたのですが、私が見たところによりますと3,700万円の利益があって、その中から1,200万円をむつ市に入れていたということで、その3,700万円あるわけで、丸々法人はそれを自分のものにしたいということで、そこのところの協議が調わなかったというのが非常に不思議なわけで、何も赤字経営ではないのですよね。そういう安定した経営をしているわけで、それなりに協議をすれば十分前向きな結果は得られたのではないかなというふうに思ったのですが、そのこと、全体の、例えば今までこのくらいの積み立てがあって、そのうえでむつ市にこのくらい入れていて、ですから例えば改修をしてほしいという要望にはむつ市は応えられなかったというけれども、このくらいの累積のため込み金があるのだから、十分それで改修はできるのではないかというふうな、交渉は十分できると思ったのですけれども、そこのところ、もう少し教えていただければなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） このよその法人の懐の状況でございますので、私からはお答え、ホームペー

ジの中ではもう事前にチェックをしているようでございますので、そのとおりでと思います。この部分について、改修はこれまでしてこなかったというふうなことは、ちょっと誤解があらうと思います。大型の改修等につきましては、むつ市で負担をして改修をしてきた実績がございます。この部分につきましては、例えば平成24年度ですと御議決を賜りながら約2,000万円、渡り廊下だとか空調だとか、そういうふうなもの、平成25年度も議決をいただいた部分においては、給湯設備の改修だとか、そういうふうなものを、改修につきましては、施設の部分においてのお願いされたものについては、むつ市としてしっかりと対応してきたと。そういうふうな形の中で指定管理を公募したら、当該の法人も応募がなかった、説明会にお見えになっただけというふうなことでございます。当方としては、これまでの実績もございまして、ノウハウも当然持っているわけでございますので、誠意ある話し合い、説明を、説明会に出席いたしましたので、その部分ではさまざまな協議をするべく法人であるというふうなことで協議をさせていただき、さまざまな部分で条件を提示、お互いの条件を提示し合いながら、合意に至らずというふうな結果でございます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 社会福祉法人ですので、やはり医療をよくしたい、むつ市内の高齢者に適切なサービスを提供したいと、そういう目的でこの福祉法人は設立していると思うのです。ただ単に、例えば利益だけを上げるとかというのが目的ではないと思うのです。やっぱりそういう一致点から話し合いをしていけば、十分3,700万円も利益を上げていたわけですから、その前向きな話し合いに応じないというところがよく理解できないのです。だから、そのところをもう少しやっぱりい

いサービスを提供しようという一致点では一致できると思うのですけれども、そこら辺の話し合いというのがどこまで進んでいたのかなというのが大変疑問なのですが、ちょっと教えていただければなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 我々も理解できないところがございます。そういうふうなことでこういうふうな形になりました。法人、社会福祉法人のあり方は、横垣議員おっしゃるとおりでございますので、今のお話のとおりだと思います。そういうふうな部分で市民の福祉の向上のために相努めていただくというふうなことで法人が結成されて、成立しているわけでございますので、この部分については私がお答えする立場でございますので、当該法人のほうにお尋ねをするのが一番正確な回答が出るのではないかと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次は、「道の駅」整備に係る方針についての報告に対し、質疑ありませんか。18番大瀧次男議員。

○18番（大瀧次男） 3点について確認をさせていただきたいと思います。

この計画全体の面積はどのぐらいになるのか。そして、この建設主体が県なのか市なのか、そしてまた何年度完成を目指しているのか。これは、買収とかいろいろな問題があると思いますので、いつごろをめどにして完成を目指しているのかということと、あとは用途地域の変更をしなければならないという形になりますけれども、現在の用途地域が何で、何の用途地域に変更するのか、この3点をお知らせ願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3点のお尋ねでございます

けれども、完成年度はいつかというふうなことだけについてお話をさせていただきたい、こう思います。その余につきましては、担当からお答えいたします。

完成年度はいついつというふうなことで、今までお示しをなかなかできない状況でございます。つまり地権者との交渉だとかそういうふうなもの、またしっかりと計画を、かなり期待されている、市民の方々からも期待を寄せられている施設でございますので、単に行政がどんどん、どんどん進めていくというのみならず、さまざまな関係機関等からのご意見を伺いながら、しっかりと積み上げていく私は施設であろうと、こういうふうに思いますので、完成年度ははっきりと何年度というふうなことはお示しはできませんけれども、めどとしては今年度が平成25年度でございますので、何とか平成30年度あたりまでに、超えない程度の中で進められればなど。これも具体的に何年度とお話はできない今状況でございます。平成30年度になるかならない、そのあたりをめどとして、目標としてしっかりとした利便性の高いもの、防災機能も持ち合わせるとさまざまな機能が入るわけでございますので、それを目指していきたいということで答弁をこの程度にさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 用途地域の変更についてお答えいたします。

現在施設概要が全部定まっているわけではございませんので、明確には申し上げられませんが、現在第1種住居地域プラス無指定地域となっておりますので、これから施設概要が決まっていきましたと、その用途が立てられる用途に変更してまいりたいと思います。

それと、面積に関しましては、約1万1,000平米となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 1万1,000平米と、大分狭いのですけれども、そんなものでいいのですか。わかりましたけれども。用途地域もそうなのですけれども、あの地域は、前にもいろいろ問題があった場所でございますので、スムーズな用途地域変更をお願いして……そうですか、市長から、では先に答弁を。

○議長（山本留義） 答弁漏れがあるのですか。

○18番（大瀧次男） ええ、済みません。

○議長（山本留義） では、先に答弁してください。市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど答弁漏れがございました。県か市か、事業主体はというふうなところ、これも県でやる部分もございます。例えば関根のほうに向かいましてトイレがありますね。そういうふうな部分は、科学技術館に入るところのトイレ、ああいうふうな部分についてはやはり県主体だとか、そういうふうなものもございます。やはり県の事業というふうなことも調整があるわけでございますので、それらを見据えた中での協議もまた進めていかなければいけない、こういうふうに思います。

それから、感想として1万1,000平米が狭いというふうな、私その土地の広さ1万1,000平米が、私にとっては本当に広いなというふうな感じはしますけれども、いつもごらんになっている大瀧議員さんは狭いなというふうなご感想をお持ちでございます……

○議長（山本留義） 市長、今の答弁は、さっきの答弁漏れになっていないので、そこは答弁しないでください。

○市長（宮下順一郎） はい。ということで、答弁

漏れの部分だけでお答えをさせていただきます。

その後につきましては、議長のお取り計らいにお任せいたします。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 平成30年度完成を目指しているということですので、一日も早い完成に向けて努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 私は、この道の駅整備はまだ早過ぎるというか、ちょっと立ちどまって考えるべきだなというふうに考えております。

そこでお聞きいたしますが、まずこれは下北半島縦貫道路むつ南バイパス起点ということ結構書いておりますので、このむつ南バイパスが完成するのはいつごろなのかというのを改めて確認させていただきますと思います。

それと、やはりここは道の駅ですから、むつ市としては、むつ、下北半島に来る観光バスの全てが立ち寄る、そういう駅にするという方針なのかどうか、この2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北半島縦貫道路の完成というふうなことは、野辺地町からむつ市までの下北半島縦貫道路の完成は、全然なかなか、いついつというふうなことは見通しがつかないものだと。ただ、ことしの2月だったでしょうか、横浜バイパスのほう事業認定をされたわけでございます。その後どういうふうな形で進んでいくのかというふうなことも注視していかなければいけない。むつ南バイパスにつきましても、いついつまでというふうなことは、まだお示しをできるような状況ではないと伺っております。

それから、下北に入る観光バスが立ち寄る施設

を目指しておるといふなことでございます。そういう意味では、下北半島縦貫道路、国道338号、国道279号、そういうふうなところの結節点近くになるわけでございますので、魅力ある施設ができ上がればお立ち寄りをいただくものと期待をしておりますし、寄っていただくようなPRも相努めていかなければいけないものと、こういうふうな思っております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 下北半島に来る観光バスが大体全て寄るといふ形のを目指すのであれば、やはり今平成30年ころですか、完成するといっても、やはりちょっと片手間ではないかなというふうに思うのです、中途半端だと。結局下北半島縦貫道路むつ南バイパスも完成はしていない。市長にちょっとお聞きしたいのですが、今現在観光バスはどのようなルートで来ているか。それと、今観光物産館……

○議長（山本留義） 横垣議員、まだそういう質問は避けてください。

○2番（横垣成年） 段階ではないですか。では、後で一般質問をまたいたしますが。

今現在そういう観光バスがどのようなルートをとっているかというのも考えるならば、大変中途半端な場所であり、わざわざこっち側に来て恐山に寄るといふルートの場所ではないというふうに思いますので、いましばらくこれは置いておいて、整備するのはやめたほうがいいというのを意見を申し上げて終わります。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。11番菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 脇野沢赤坂地区の不法投棄に

ついて若干お聞きしたいと思います。

この報告書にあるとおり、この文書を見れば大体わかるのでありますが、しかしながらこの改善工事ですか、改修工事といいますか、一番の問題点はダイオキシンにあると伺っておりましたが、この文章の中にも、またいろんな資料がついておりますが、その中でも全く低レベルの指針といえますか、指標が低レベルで全く問題がないようにありますが、現況の中でダイオキシンについてはどのような状況にあるかということをお知らせしていただきたいと。

また、この水質調査について、前回も、その前もダイオキシンについては全く検出されておられないと、ほとんど規定の基準値以下であるというようなことでもっていただいているわけですが、ただこの改修工事については、これダイオキシンが一番問題であるというようなことでしたが、A地点、B地点、C地点、その他もろもろの地点の中でも、全くダイオキシンについては記載されていない。

では、なぜこのようなボーリング調査が出てきて、一番の問題点にあったのはダイオキシンではなかったかなというようなことで私は認識しておりますが、その点について、この地点で何で検出されないのか。私が思うには、検出されない地点を選んで水質調査を行っているのではないかなというような思いもあるわけですが、その点についてご報告いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（東 雄二） 菊池広志議員のお尋ねにお答えいたします。

ダイオキシンにつきましては、その期間を決めてチェックいたしております。議員ご心配の今掘っている部分につきましては、この掘削工事が11月で終わります。そうしますと、さらにその下の岩盤部が今出ておりますので、その下を3カ所

選んで調査する予定でございます。また、今現在行っている作業につきましても、その水質の中において工事の中で検査をいたしております。その結果は、こちらのほうで出ていないということを確認いたしておりますので、その辺は資料がまとまり次第、またご報告できるものと思います。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） そのお話もわかるのでありますが、やはりダイオキシンは吸着性が高いというのはもうご存じかと思えます。であれば、やはり高い部分のダイオキシンそのものがどのような移動過程があるのか、また吸着している部分で、その場所にはもうあるのかないのかというようなことも、なぜボーリング調査の中で、低い部分だけを探してやっているようにしか思えないのです、私は。あるいは、その部分でどのくらいのダイオキシン濃度があるかということをお示すべきではないかと思うのです。私が今の資料をもらう前、その前の資料、その前の資料、その前の資料、3回、4回、この資料を拝見させていただきましたが、A地点、B地点、C地点の中にはダイオキシンは全く、ほとんど検出されていないというような状況なのです。しかしながら、この工事をするために、この問題、6億円もかかると言われた工事です。その部分の中で、なぜダイオキシンの部分をあらわに、もろに出して、こういう状況ですというようなことを報告されないのか、私は納得できないわけです。ただ、この地点でもってこれからまたダイオキシンの部分を公表しますとかということをおっしゃられるわけですが、現況の中でどこの部分にあるかということは知っているはずですよ。そこの部分をなぜ出さないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（東 雄二） お答えいたし

ます。

このダイオキシンにつきましては、平成21年の設計段階で、まず7カ所のボーリング調査と2カ所の掘削等により、その調査をいたしております。それで、全体的なイメージをまず押さえておりますが、その後この水質検査を毎年行ってございます。その中で、平成24年はその基準値1ピコグラムの中で3.8ピコグラムということをして4月25日検出したという、平成24年度の前は報告してありますが、現在もその環境基準及びその排出水の基準の中でどのようにチェックいたせばよいかという方法で現在はかって公表いたしております。議員ご心配である、今運び出す廃棄物そのものにどのくらいあるのかというご心配だと思われませんが、その辺につきましては、この判断基準の中で、ダイオキシンの量が最終処分場に入れてもよい基準であると判断いたしておりますので、その中で実施いたしております。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、交通問題対策に関する経過報告に対し、質疑ありませんか。17番村中徹也議員。

○17番（村中徹也） JR大湊線についてお尋ねいたします。

この報告書によりますと、強風対策を要望したということで、回答が、利便性を図っていきたいというそれぞれ二、三行の回答であります。実は私前にも何度かお尋ねいたしましたが、この1月から3月、受験シーズンに相当の苦情が私に毎年寄せられております。まず1つが、受験に行く際、汽車がとまってしまって大湊、下北から買ったのが無駄になる、予定が立たない。2つ目は、駅に行って汽車が動くかとまるかというのは、その場でしかわからないということが1つ。もう一つが、乗った方がいいが、途中で速度を落とすも

のですから、接続がつかなかったということで、この1月から3月、受験生ですね、対象が、こういう苦情が非常に多い。過去にも質問いたしておりますが。ですから、悪循環を起こしているのです。予定が立たないから乗らないし、乗らないから収益が上がらないし、お金もかけて風対策もやれないという、多分そういう悪循環に陥っているのだらうと思うのですが。

そして、これは暴論といいましょうか、こういう苦情、こういうことを一度経験した人は、これも前に言いましたね、こんな線路やめてしまえと。たった1本の電車に乗れなかった、そして受験におくれたと。おくれはしないけれども、予定が立たなかった、無駄な時間を費やしたという経験がある方は、暴言とも思える言葉を出しているのです。「こんなの廃止にしまえ」、こういうことまで出ているのです。

ですから、お聞きをいたしますが、私は以前にも同じお尋ねをしております。今回のこの要望、こういったことを相手の顔色を見ないできちんと要望してくれたのか、そしてどういった回答があったかをお尋ねをまずしておきたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 相手の顔を見て要望というふうな、したのかしないのかというふうなお尋ねでございますけれども、私としてはしっかりとこれまでの経緯等もお話をし、そしてまたその要望活動が実っている部分もございます。便数がかなりよくなった、ふえたというふうなところもあります。そしてまた、接続も幾らかでもよくなってきているというふうなこともありますので、そのお礼を申し上げながら、現状をお伝えし、そして風対策についてはまたお願いをしてきたと。その結果、先ほどの部長のほうからお話をしましたように、規制の部分において、その規制の部分につきましては、先ほど部長がお答えをいたしました

ので、ちょっと緩やかにと申しますか、なりましたので、運休本数が少なくなるであろうというふうなのがJR側の回答でございます。

以上です。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 運休本数とか、そして運休するその時間帯を、データを見ましても、多分こういった苦情はほんの少人数なのです。しかし、一生に一度を左右するような受験、共通1次もそうです。仙台、東京と、こういったことが、1人の、少人数の言葉というのは非常にインパクトが大きいと思うのです、子供の一生を左右しますから。ですから、確かに少人数でも、やっぱりこれはどうにかしてそういうことがないようにしなければいけないと私は思うのです。

そこで、どうなのでしょう、代替輸送も接続が悪い、遅い、バスで行ってもなかなか遅い。民間でやっていますが、民間も常時の運休をやめて完全予約制。ところが、完全予約制も、走るかとまるかわからない。切符を買ってあるわけですね、下北の全域の方が、大湊、下北から。行かないとわからない、予約もできない。行って10分前に走らなくなったときに予約はできないのです、もう新幹線が間に合わないのです。

ですから、どうなのでしょう、これ、市としてどうにかできないものか。なぜかといいますと、予定が立たないから、一度経験した人は、前日に受験会場近くに行けばいいのです、仙台とか東京とか。ところが、前々日、それでなくても下北は教育格差があると言われていて、所得も少ないところで、こういったリスクやハンディキャップを抱えて受験までしなければいけない。何度も言います。多分本数から見て、時間帯から見て、わずかな人間だと思います。でも、何名かの方々は、この犠牲になって、こんな線路廃止にしまえという意見さえあるのです。ですから、これをど

うにか対策できないでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今村中議員が自らお話をしましたように、例えばあすの入学試験ならば、前日に入ってというふうな、前々日に入っていくというふうな手法もあろうと思います。その部分で、また経済状況だとか、1泊しなければいけない、そういうふうな経済負担も出てくるわけでございますけれども、そのところは十分私も理解はしておるところでございます。そういうふうなところは、やはり1本早目に出ていただくとかというふうなところ、そういうふうなところの親御さん方のその部分での喚起もお願いしたいなど、こういうふうに思います。

また、行かないとわからない、大湊線が動いているかどうかわからない。この部分は、お電話をかけていただいて確認をしていただくということも一つの手法でありますし、ホームページ等々でも大湊線の状況等がアップされておりますので、そういうふうな形で情報を取得していただき、まず1本早目に、もしというふうな形。実は私も私ごとで、そういうふうにおくれたときもございません。そういうふうなこともありますので、それだったら、やっぱり1本早目に出るとか、1日前に、経済的なご負担もあろうかと思っておりますけれども、そこは一生に一度の受験でございますので、親御さんもお理解をしていただけるものではないかと。ただ、その部分についての代替輸送については、しっかりと要請をしまいったところであるということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） その答弁について言わせていただければ、ですから、切符を買わないで、七戸十和田駅から買ってしまおうのです、最初から。ですから、大湊、下北から乗らないで、最初から当

てにならないから、七戸十和田駅から切符を買って乗用車で行くと。その部分はいいでしょう。

最後のお尋ねですが、この風対策、以前に私がお尋ねしたときは、風が一番強いところは非常に風光明媚だと、景色がいいと。景色がいいから、シェルターでしょうか、いろんな方策をやらないということでありましたが、今回の要望でも多分出たかと思いますが、結局あの風対策のところにもそういった景色を優先するがために整備はしない、風対策はしないということでもよろしいのでしょうか。あの風光明媚なところは、手をつけないということでもよろしいのでしょうか。ここをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 風対策につきましては、JR側ではシェルターのことは考えていないようでございます。この部分においては、またさまざまな手法の中で規制を変更して、そして運休、そしてスピードを落とす、そういうふうなところをできるだけ距離を少なくしていくというふうなことで定時安全運行というふうなことを考えておるといふような状況でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。14番 浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 今の村中議員の質疑と重なる部分もありますけれども、よろしくお願ひします。

まず、JR大湊線が一番信頼のできない公共交通機関であるということについては、皆この地域に住んでいる人たちは認識しているところでございます。今JRのほうへの陳情等に対して、JRのほうが強風対策について、今年中に風規制の取り扱いを見直すことによって利便性を図りたいという回答があったようでございますけれども、20メートルの交通規制、25メートルの停止、それを各5メートルずつ上げるといふことの回答があ

ったようでございますけれども、この上げることに対する安全上の根拠、それはどういう根拠に基づいて5メートルずつ上げるといふことになったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今回の風の部分で見直しするというようなところで、これまで風速20メートルを超えた場合には速度規制がかかります。25メートル以上で運転を見合わせるというところを風速25メートル以上で速度規制がかかる、そして風速30メートル以上で運転を見合わせるというような形での見直しというようにございまして、この風規制につきましては、平成17年にJR東日本の山形県内の羽越本線で脱線事故が発生したことを契機にいたしまして、風による運転規制のある箇所全てを早目規制区間として安全性を高めてきたというふうな経緯がございまして、このような中で、JR東日本ではこれまでの風規制についての分析、あるいは実証等を踏まえたうえで、今回の風規制の見直しを実施することによってございまして、JR東日本として十分に安全性を確認して見直しに至ったものと認識しております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 平成17年の事故からということでございますけれども、何か今までの期間をずっと安全を見て、事故がなかったからということなのでしょうけれども、どうも何か安全上からすると根拠が薄いような、納得できないような感じがします。今現実に、ではその風対策に対して、今も、これからとるべき対策というのはいふことができるのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまでの風対策の部分について、事故がなかったわけでございますので、それなりのしっかりした効果は出ているものと、

こういうふうには推量せざるを得ないものと、こういうふうには思います。

また、その部分においてJR側は、区間に風速計をふやすとか、そういうふうなことで、できるだけ密にその風速をはかり、そして対応してきたと、こういうふうなことを伺っております。この部分においては、その風速計がある程度の要所要所、これまでの経験則から風が強いところ、防風のそういうふうなところがないところに、よく大湊線をじっと見ていますと、風速計があちこちに、あなるほど、鉄橋の上にもついております。そういうふうな形で、しっかりとその部分においてデータをとって、そして今度は25メートル、30メートルというふうなことで、風がそれだけ強くなっても大丈夫であるというふうな形のデータ分析の中でこういうふうな対応がとられたものと。これによって、これまででしたら、風速20メートルでしたらスピードをダウンしてかなり時間かかるものが、25メートルまでは大丈夫だと。風速30メートルを超えると運休になるというふうなことで、緩くなったという表現では、一言では言えないわけでございます。緩くなったということは、安全性がどうなのかという議論になりますので、そうではなくて風速度を、そういうふうな形で上げることによって、運休、そしてスピードを落とす部分が少なくなってくるだろうというふうなこと。それは、当然JR側ではデータをもとにしての対応のあり方と、こういうふうには認識をいたしております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） それで、いろいろ要望活動の中にリゾートトレインだとか八戸への直通だとか、どちらかという、車両としては重量とか、ある程度重さのある列車なのです。ところが、実際に野辺地から大湊の本当の大湊線については、通勤通学、この列車を見ますと、随分1両と

か2両とかと軽量なのです。ですから、これが今実際に市民生活の足になる列車の規制を緩めるということについて危険がないのかという、そういう懸念があるのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、JR側の科学的なデータに基づいての判断だと思っておりますので、私の立場で、当然そういうふうなものと、そういうことで利便性を高めると、我々にすれば、風対策をしてくれと、安定な、そして安全な運行をしてほしいと、この2つの中で要望しているわけでございまして、それに対してJR側は科学的な根拠のもとで、これまで風速20メートル、25メートル、それを25メートル、30メートルというふうな形で規制を広げたというふうな、広げたという表現がよろしいかと思っておりますけれども、緩くしたのではなくて、広げたという中での、これは安全に運行できるという根拠のもとでのお答えであると、こういうふうには思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 何だかJR大湊線が悪者のようなイメージになってしまいましたけれども、私はこの大湊線をよく利用している者の一人でございます。やはりだんだん高齢化してきまして、八戸や七戸十和田まで運転していくのがなかなか難しい年代になってきました。先日もちょっと東京から帰りますときに……

○議長（山本留義） 質疑に入ってください。

○13番（濱田栄子） はい。台風の後で、速度規制がかかりました。そのときに、やはり県外の方も乗っていらしたのでしょね、すばらしい風景だねって。風は強かったのですけれども、天候がよく、あの横浜の海がすばらしかったです。ですので、この件に関しましては、市長はやはりこの大湊線が継続して運行できますように、我々もつ

でも不便な部分もありますけれども、またそういう地域に住んでいるのだということを認識しながら、うまく利用していかなければならないと思いますので、何とか継続して続けていけますように、市長のほうとしては、先ほどの……

(「けなしたり褒めたりしたり、
自分の意見を言えよ」の声あり)

○13番(濱田栄子) はい。意見を……

○議長(山本留義) 質疑をしてください。意見ではありません。

○13番(濱田栄子) 継続して経過報告……
(不規則発言あり)

○議長(山本留義) 静粛に。

○13番(濱田栄子) 継続してこの要望活動は続けていってほしいと思いますが、お考えをお知らせください。

(不規則発言あり)

○議長(山本留義) 静粛に。

市長。

○市長(宮下順一郎) 先ほど村中議員もお話のように、やはり利便性を高めること、安定の運行をすることが利用度につながってくるわけでございますので、やはり利便性を主点に我々は、また議会ともどもお力をいただきながら要請活動は継続をしていかなければいけないものと、こういうふうに考えておりますので、議員各位のまたご協力のほどもお願い申し上げたい、こう思います。

○議長(山本留義) ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 横垣成年議員に対する懲罰動議

○議長(山本留義) 次は、日程第4 横垣成年議員に対する懲罰動議を議題といたします。

本件に関し、委員会における審査の結果について、懲罰特別委員長から報告を求めます。懲罰特別委員長。

(20番 佐々木隆徳議員登壇)

○20番(佐々木隆徳) むつ市議会第217回定例会において、本特別委員会に付託されました「横垣成年議員に対する懲罰動議」について、委員会での審査が終了しましたので、会議規則第40条の規定により、その審査結果をご報告申し上げます。

本特別委員会は、9月20日に10人の委員をもって組織され、以後、10月10日、10月31日、11月11日、そして11月18日の4回にわたって慎重に審査いたしました。

また、10月31日の委員会では、横垣成年議員からの申し出を受け一身上の弁明を許可したところであります。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました横垣成年議員に対する懲罰動議につきましては、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数により懲罰を科すべきものと認め、その処分は地方自治法第135条第1項第1号に規定する「公開の議場における戒告」とすべきものと決定いたしました。

なお、戒告文については、議員皆様のお手元に配布しております委員会審査報告書に添えてありますので、ごらん願います。

以上で懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで懲罰特別委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理及び昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより懲罰特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 委員長報告に対し、1点お尋ねいたします。

まず、懲罰とされた横垣成年議員の本会議での討論内容のどこが、どのような理由に基づいて懲罰とされたものなのか。懲罰理由に記載されておられません。この点、討議、検討なされたのかどうか、委員長にお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 懲罰特別委員長。

○20番（佐々木隆徳） どこが、どのようにというふうなお尋ねでありますけれども、私ども特別委員会としては、議場の秩序維持というふうな認識のもとに、議場の秩序を乱したという流れの中で懲罰がかけられたものと判断しております。ですから、理由といたしましては、今述べましたように、議場の秩序を乱したという認識であります。

○議長（山本留義） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で懲罰特別委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで、本件について横垣成年議員から、11月21日、本会議において一身上の弁明をしたい旨の申し出がありましたので、この申し出を許可するかしないか、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件については、横垣成年

議員の一身上の弁明を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者5人、起立しない者17人）

○議長（山本留義） 起立少数であります。よって、横垣成年議員の一身上の弁明を許可しないことに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。懲罰特別委員会委員長報告に対し、反対討論を行います。

委員長報告は、さきの第217回定例会における平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対する横垣成年議員の反対討論中、議長の発言制止にもかかわらず発言を続けたことが懲罰に値するとして戒告処分にするというものであります。

しかし、第1に懲罰とは、本会議や委員会において地方自治法及び会議規則、委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科せられる罰であります。全員で構成する決算審査特別委員会での趣旨、文言も、本会議での討論内容も同様の趣旨であります。一体本会議に限って討論内容のどこが悪くて議長の発言制止になったのか。そして、横垣成年議員が懲罰特別委員会での弁明で求めたように、委員会として横垣成年議員の発言のどこが何に違反し、何に基づいたものかを明確にすべきであります。

私は、2度に及び委員会を傍聴しましたが、この点での討議、検討がなされませんでした。この点こそが核心をなすものであるにもかかわらず、先ほどの委員長報告にはなく、全く不当な決定だと言わざるを得ないものであります。

第2に、懲罰動議のきっかけをつくった議長の横垣成年議員に対する発言の制止問題であります。申すまでもなく、議長には秩序保持権が与え

られております。しかし、それはあくまでも地方自治法第129条で言う議会の会議中法律または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止できるのであって、討論の内容のどこが秩序を乱すに該当するのか、いかなる理由で再三にわたって横垣成年議員の発言を制止したのか、その論拠を明確にすべきであります。横垣成年議員に対する討論発言中の制止問題は、明らかに議長の越権行為であり、職権乱用であります。仮に文言が気に入らないとしても、制止の対象にはなり得ないものであり、最後まで耳を傾けるべきであります。こうしたことがまかり通るなら、あしきルールがしかれることになり、むつ市議会における議会制民主主義は成り立ち得なくなるのは明らかではありませんか。議会改革にも背くこととなります。

議会における議員の基本的権利としての発言の自由は、市民の負託を受け、言論の府としての議会の機能を発揮するために不可欠、最大の要素です。住民の要求を取り上げての活発、旺盛な発言こそ議会の生命であることは論をまちません。

最後に、議長のあり方として、公正指導の原則があります。公正指導とは、議長は特定の党派の立場に偏することなく公正な議会運営を行うということであって、議会の長たるかなめをなすものであります。その意味で、さきの第217回定例会において、横垣成年議員の討論中発言を制止し、議事進行を受けての議事録からの削除及び懲罰動議の直接の原因をつくった議長の責任は極めて重大であります。広く市民から選良された議員の身分にかかわることあります。横垣成年議員への懲罰は極めて不当であり、懲罰の撤回と議長の謝罪を求めて反対討論といたします。

議員皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

横垣成年議員に対する懲罰動議については、佐々木肇議員外2人から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

本件に関する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により横垣成年議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科すこととあります。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（山本留義） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員は24人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（山本留義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（山本留義） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

横垣成年議員に対する懲罰について、可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と、点呼に応じて順次記載台で記載のうえ投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼をいたします。

○事務局長（柳田 諭） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係によりまして、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票願

います。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(山本留義) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(山本留義) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番村川壽司議員、13番濱田栄子議員、16番半田義秋議員を指名いたします。

よって、7番村川壽司議員、13番濱田栄子議員、16番半田義秋議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(山本留義) ここで、先ほどの発言について訂正させていただきます。

先ほど出席議員数を24名と申し上げましたけれども、23名の誤りでありました。訂正させていただきます。

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成 18票

反対 5票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、横垣成年議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科すことは可決とされました。

ここで、横垣成年議員の入場を求めます。

(2番 横垣成年議員入場)

○議長(山本留義) ただいまの議決に基づき、これより横垣成年議員に対し、懲罰の宣告をいたします。

横垣成年議員に対し、公開の議場における戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読いたします。

横垣議員の起立を命じます。

ここで、横垣成年議員に起立の意思を確認いたします。

起立する意思がありますか、それともありませんか。

横垣成年議員に起立の意思がないため、着席のまま戒告文を朗読いたします。

(「議長、議事進行、5番」の声あり)

○議長(山本留義) 5番川下八十美議員。

○5番(川下八十美) 貴重な時間を私の議事進行に対しまして、議長、受けていただきまして、心から感謝を申し上げます。

私は今、これから議長から横垣成年議員に対しまして、再々度起立の要請をしていただくよう議事進行として提出いたしたいと思っております。それは、どういう理由かと申しますと、ただいま私は、佐々木肇議員、村川壽司議員ともども会議規則第72条第1項の規定に基づいて無記名投票の要求をいたしました結果、その結果は佐々木隆徳懲罰特別委員長の報告のとおり戒告と決定されたのであります。これは、我がむつ市議会の議決であります。この議決は、我々市議会議員は慎重に、しかも厳粛に重く受けとめなければならないと思っておる一人であります。しかるに、これから恐らく議長は、その場において起立して横垣議員に宣告をされると思うのでありますが、それにもまして受ける横垣議員が着席のままであるとするならば、これは我々議会の品位と権威をさらに汚すことになると思っております。

よって、私は、議長から再々度横垣議員の起立を命じていただきたいし、そうさせていただきますよう促し、議事進行として取り上げさせていただきます。よろしくお取り計らい願います。

○議長(山本留義) ただいま川下八十美議員から、

横垣成年議員に対し、再度起立を命ぜられたいと
の議事進行がありました。

この際、お諮りいたします。横垣成年議員に再
度起立を命ずることに賛成の議員の起立を求めま
す。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、
横垣成年議員に再度起立を命ずることにしたいと
思います。

ここで、再度横垣成年議員に起立を命じます。
立ちませんか。

起立する意思がないため、着席のまま戒告文を
朗読いたします。

むつ市議会第217回定例会最終日の9月20日に
審議された平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決
算における反対討論において、議長の再三にわた
る発言の停止にもかかわらず発言を続け、議場を
騒然とさせた行為は、議会運営のルールを無視し、
著しく議場の秩序を乱す重大な問題であり、議員
の職分に鑑み、まことに遺憾である。したがって、
横垣成年議員に対し、地方自治法第135条第1項
第1号の規定により戒告する。

平成25年11月27日、むつ市議会。

(「議長、動議」の声あり)

◎動議の提出について

○議長(山本留義) 17番村中徹也議員。

○17番(村中徹也) 横垣成年議員に懲罰動議を口
頭で提出させていただきます。

(「賛成」の声あり)

○17番(村中徹也) まず、今回の一連の流れ、こ
れには私は一家言を持っております。ここで詳し
くは申し上げませんが、彼の主張には一理あると
私は思っております。ですから、一身上の弁明も
議員の発言として、有権者から選ばれた議員とし

て発言は認めるべきだろうという趣旨で一身上の
弁明には賛成をいたしました。

しかしながら、議員承知のとおり、先ほどの議
員も申し上げたとおり、決定事項においては、過
去の裁判判例でもあるように、社会一般通念上及
び公序良俗に反しない限り、議会内には議会独自
の決まり事が成立し、その中で運営をするものと
されておりまして。よって、今回の懲罰は、決まっ
た以上、それに従わなければいけません。なのに、
この厳正な議場において、通常であれば、ここに
地方自治法の運用3例持ってきましたが、懲罰を
受けるほうは、全て起立をして議場の采配者、最
高権力者である議長のもと反省をし、起立をして、
議長が起立のうえ、当事者も起立をして、それを
厳粛に受けとめるとされておりまして。私が議長時
代も、そのような行動をしておりまして。しかし、
私は議長が述べている間、意を翻して起立するの
を希望しながら見ておりましたが、最後まで着席
のままでした。このままでは、議場の秩序、品格、
これらを保つことは不可能であります。

私は、過去のただいまかけられた懲罰、これを
全て抜かして、今座っていることに対しての懲罰
動議を提出いたします。議員諸氏の賛同をお願い
いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(山本留義) ただいま村中徹也議員より懲
罰動議が出されました。

懲罰は、会議規則第153条で文書で提出される
ことになっておりますので、ここで暫時休憩いた
します。

午後 1時35分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

ただいま村中徹也議員外5名から懲罰動議が提

出されました。

本動議に対し、確認のため賛成者の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者4人)

○議長(山本留義) 所定の賛成者がいますので、本動議は成立いたしました。

なお、本事件については後日対処することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、本事件については後日対処することといたします。

これで横垣成年議員に対する公開の議場における戒告を終わります。

◎日程第5～日程第77 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(山本留義) 次は、日程第5 議案第72号 むつ市史編さん委員会条例から日程第77 議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算までの73件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました73議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第72号 むつ市史編さん委員会条例についてですが、本案は、むつ市史の編さん方針等について調査研究するため、附属機関を設けるものであります。

次に、議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例についてですが、本案は、国の平成24年度における緊急経済対策の一環として交付される地域の元気臨時交付金を、公共施設の整備等に充当する財源とするため、新たに基金を設

置するものであります。

次に、議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正により、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し並びに所得の算定において金融商品に係る課税方式が変更されたこと及び損益通算の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正をするほか、条文を整備するものであります。

次に、議案第75号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正により、所得の算定において金融商品に係る課税方式が変更されたこと及び損益通算の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正をするほか、条文を整備するものであります。

次に、議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正により、所得の算定において金融商品に係る課税方式が変更されたこと及び損益通算の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第77号から議案第93号まで、議案第96号から議案第98号まで、議案第100号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第119号、議案第121号から議案第123号まで、議案第125号及び議案第126号についてありますが、これらは、消費税法及び地方税法の一部改正を受け、所要の改正をするものでありますので、一括して説明させていただきます。

改正に当たっては、受益者の負担を伴う行政サービスを掲げる条例のみを対象とし、消費税率の引き上げ分の適正な反映を基本とするものの、事務効率を高め利用者の負担を軽減する観点から、引き上げ額を10円単位とし、引き上げ額が10円に満たない場合には引き上げを行わない内容となっ

ております。

次に、議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、入浴料について、他の温泉施設との基準の統一を図るため、市内に居住する75歳以上の者を100円とし、及び障害者を無料とするほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第95号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消費税法及び地方税法の一部改正を受け、施設の使用料について所要の改定をするほか、一部の施設を廃止するものであります。

次に、議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴い、納期限後における保険料の納付について、延滞金の割合を見直すものであります。

次に、議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例、議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例及び議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案は、消費税法及び地方税法の一部改正を受け、入浴料について、所要の改定をするほか、市内に居住する75歳以上の者を100円とし、及び障害者を無料とするものであります。

次に、議案第124号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消費税法及び地方税法の一部改正を受け、道路占用料について所要の改定をするほか、延滞金の割合について見直しを行うものであり、また、道路法施行令の一部改正に伴い、占用許可の対象物件について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第127号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に

準じ、都市計画事業として実施している公共下水道事業に係る受益者負担金について、延滞金の割合を見直すものであります。

次に、議案第128号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴い、下水道事業等に係る受益者分担金について、延滞金の割合を見直すものであります。

次に、議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止する条例についてであります。本案は、本年8月に答申を終え、9月1日に市民歌が制定されたことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第130号から議案第138号までの指定管理者の指定についてであります。これら9議案は、むつ市下北自然の家、むつ市ウェルネスパーク、むつ職業能力開発校、むつ運動公園、むつ市民体育館、むつ市釜臥山スキー場、むつ市かまふせビレッジ、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場、むつ市野菜集荷貯蔵施設、むつ市水川目地区堆肥センター、むつ市マリンハウス脇野沢、むつ市脇野沢流通センター、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市野平高原交流センター及びむつ市まちなかの駅かわうちの管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の措置を活用するため、むつ市過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであります。

次に、議案第140号 市道路線の認定についてであります。本案は、農道として管理していた川内地区の戸沢・板子塚線外8路線を、市道として認定するためのものであります。

次に、議案第141号 むつ市固定資産評価審査

委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月18日をもって任期が満了となります。村田和夫氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第142号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、平成26年3月31日をもって任期が満了となります。福士きよ氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、4億3,445万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、337億3,123万6,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり、職員の配置替え、国家公務員に準じた給与減額支給措置等に伴う人件費の増減調整をしておりますほか、電気料金の値上がりに伴う7カ所の指定管理施設について、現年度分の委託料を増額しております。

総務費では、ふるさと納税の寄附件数の増加に伴う寄附者への謝礼に要する経費、下北文化会館屋上防水改修工事に係る下北地域広域行政事務組合負担金、支出見込みによる臨時職員賃金及び財政調整基金積立金を増額しておりますほか、平成26年度において公共施設の整備等に活用する地域の元気臨時交付金基金積立金及び地方税法の改正に伴う滞納管理システムの改修費を計上しております。

民生費では、障害者自立支援給付費及び法人立保育園運営費を増額しておりますほか、平成24年度生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金を計上しております。

衛生費では、市町村国保財政の安定化に係る財政安定化支援事業分の一般会計負担額の確定等に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額してお

ります。

商工費では、むつ市脇野沢温泉の営業形態の変更及び光熱水費の値上がり等に伴い、指定管理料を増額しております。

教育費では、電気料金の値上がり等支出見込みにより、市内小学校の需用費を増額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には保育児童保護者負担金を、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、寄附金にはふるさと納税寄附金を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しております。

また、電気料金の値上がり及び消費税率の引き上げに伴うむつ市中心身障害者ふれあいの家外8施設の指定管理料の増額分、平成26年4月1日からのむつ市野菜集荷貯蔵施設外6施設の指定管理料及び子ども・子育て支援システム構築事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、4,060万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、78億9,338万5,000円となります。

まず、歳出についてであります。後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の確定並びに前年度の療養給付費等国庫負担金の精算に伴い償還金を増額しておりますほか、介護納付金の確定及び決算見込みにより共同事業拠出金を減額しております。

次に、歳入についてであります。財政安定化支援事業繰入金等の確定に伴い、他会計繰入金を増額しております。

以上をもちまして、上程されました73議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決及

びご同意賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。11月28日及び29日と12月2日から5日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、11月28日及び29日と12月2日から5日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月30日及び12月1日は休日のため休会とし、12月6日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時14分 散会